

会社法の施行により登記しなければなりません！ (外国会社編)

外国会社については、会社法の施行日から6か月以内（ただし、これより前に他の登記をする場合は当該他の登記と同時に）に次の登記をしなければならないとされており、これに違反した場合は過料に処せられますので、ご注意願います。

- ① 当該外国会社の「日本国内における公告をする方法」の登記

※ この登記手続についてのご相談は、“相談コーナー”でお願いします。

☆その他

日本国内の会社について、会社代表者に関する「共同代表の定め」が登記事項から除外されることに伴い、外国会社についても同様に「共同代表の定め」は登記しないこととなりますので、外国会社の取締役等について、「共同代表」に関する登記がされている場合は、その登記を登記官が職権により抹消します。